

○都城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成18年3月1日

規則第279号

改正 平成20年3月3日規則第7号

平成25年2月25日規則第8号

平成28年3月10日規則第22号

平成29年11月2日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、都城市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年条例第298号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、政務活動費の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び会派に所属しない議員（以下「交付申請者」という。）は、毎年度4月5日まで（新たに会派を結成した場合は、当該結成の日から7日以内）に都城市議会議長（以下「議長」という。）を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項について異動が生じた場合は、交付申請者は、当該異動の日から7日以内に議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 会派を解散した場合は、当該会派の代表者であった者は、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条の規定により申請のあったときは、交付すべきその年度の政務活動費の額を決定し、当該交付申請者に政務活動費交付（変更）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 交付申請者は、政務活動費の交付月の15日までに、政務活動費交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(報告書の写しの送付)

第5条 条例第7条に規定する報告書は、様式第6号によるものとし、議長は、同条の規定により提出された報告書の写しを市長に送付するものとする。

2 交付申請者は、前項に規定する報告書に事業実績報告書(様式第7号)を添付して、議長に提出するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び会派に所属しない議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費の交付を受けた年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

2 交付申請者は、政務活動費により購入した備品に関し、備品一覧(様式第8号)を備えなければならない。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成20年3月3日規則第7号)

この規則は、平成20年4月1日から施行し、改正後の都城市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第6条第2項の規定は、平成18年1月1日から適用する。

附 則(平成25年2月25日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前までに改正前の都城市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、会派解散届、政務調査費交付請求書及び市長が通知した政務調査費交付(変更)決定通知書については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月10日規則第22号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年11月2日規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の都城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙後の任期開始後に交付される政務活動費について適用し、任期開始前に交付される政務活動費については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

都城市長 宛て
(都城市議会議長経由)

会派の名称

代表者の氏名



政務活動費交付申請書

都城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 人（ 月1日現在）
- 6 交付申請額（ 年度分） 円

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

都城市長 宛て

（都城市議会議長経由）

会派の名称

代表者の氏名

㊟

政務活動費交付変更申請書

都城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
代表者の氏名			
経理責任者の氏名			
所属議員の数			
交付申請額 (年度分)	円	円	

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

都城市長 宛て
(都城市議会議長経由)

会派の名称

代表者の氏名



会派解散届

都城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、下記のとおり届けます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 会派の解散年月日

様式第4号（第3条関係）

都城市指令第 号

年 月 日

会派の名称

代表者の氏名 様

（都城市議会議長経由）

都城市長



政務活動費交付（変更）決定通知書

年 月 日付で（変更）申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり（変更）決定したので、都城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

なお、政務活動費の用途については、都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第5条に規定する市民等の責務を遵守してください。

記

政務活動費交付決定額（年額）

円

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

都城市長 宛て

会派の名称

代表者の氏名



政務活動費交付請求書

都城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 金 円
ただし、 年 月分から 月までの分
- 2 交付月の基準日における所属議員の数 人

様式第6号（第5条関係）

（その1）

年 月 日

都城市議会議長 様

会派の名称

経理責任者の氏名

㊟

政務活動費収支報告について

都城市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項（第2項）に基づき、別紙
のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

様式第6号 (第5条関係)

(その2)

(会派の名称)

1 収入

政務活動費 円

2 支出

科目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
要請・陳情活動費		
合計		

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残額 _____ 円

収 入 伝 票

代表者

経 理
責任者

科 目			
金 額	円		
内 容			
収 入 先			
収入年月日	年 月 日		
収入番号	No.	出 納 簿 記入済印	

摘要

支 出 伝 票

	代表者		経 理 責任者	
科 目				
支出年月日	年 月 日			
金 額	円			
内 容				
支 出 先				
支出番号	No.	出 納 簿 記入済印		

摘要

(※ 領収書及び支払証明書裏面貼付)

支 払 証 明 書

一金

ただし

内 訳

科 目	
内 容	
支払年月日	年 月 日
支 払 先 (住所・氏名)	
摘 要	

上記のとおり支払ったことを証明願います。

年 月 日

会派の名称 _____

経理責任者 都城市議会議員

氏 名 _____ 印

上記のとおり支払ったことを証明します。

年 月 日

会派の名称 _____

代表者 都城市議会議員

氏 名 _____ 印

様式第7号(第5条関係)

年 月 日

都城市議会議長 様

会派の名称

代表者の氏名

㊟

事業実績報告書

本年度の政務活動費に関する主な事業の実施状況は、次のとおりです。

1 事業実績概要について

2 事業実績内容について

(1) 市政の調査研究について

ア 会議開催

開催年月日	場所	参加者	会議主題(講師名)	備考

イ 視察・研修・陳情活動等

開催年月日	場所	参加者	会議主題（講師名）	備考

ウ その他

(2) 広報活動について

3 事業の成果について

様式第8号(第6条関係)

備 品 一 覧

会派名()

No.	品 名	規 格	購入金額 (円)	取 得 日	設置場所	備 考
1				: :		
2				: :		
3				: :		
4				: :		
5				: :		
6				: :		
7				: :		
8				: :		
9				: :		
10				: :		
11				: :		
12				: :		